

医療法人社団 三喜会 介護老人保健施設
指定居宅支援事業所 ライフプラザ新緑 運営規程
(2021年11月1日改定版)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団三喜会が開設するライフプラザ新緑(以下『事業所』という。)が行う居宅介護支援の事業(以下『事業』という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3. 事業所の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事がないよう公平中立に行う。

4. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 医療法人社団三喜会 介護老人保健施設ライフプラザ新緑
2. 所在地 横浜市緑区長津田町5708
(介護老人保健施設ライフプラザ新緑内1階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員 1名(兼務1名)
3. 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日
(ただし、祝日、12月30日から1月3日を除く)
2. 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び料金等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供して場合の利用料の額は、介護報酬上の額とする。

1. ①指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。その内容は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。
②課題分析表はMDS-HC方式を使用する。
③介護支援専門員は居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族を面接して行う。
④介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会により当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画書の原案に位置付けた指定居宅介護サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、料金等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て交付を行なう。
⑥モニタリングに際しては、利用者の居宅へ一定期間ごと(又は1ヵ月ごと)に訪問し、利用者及び家族に面接し、居宅サービス計画の内容に沿ってサービスの提供状況、目標達成等の状況に関する居宅サービス共通記録書等の書面を作成して、利用者に説明し同意を得て交付を行なうものとする。

⑦事業所で作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）がそれぞれに位置付けられた居宅サービス計画の各サービス利用割合及び前6ヶ月間に作成されたケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を書面をもって、一定期間ごとに利用者へ説明を行うものとする。

2. 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準により法定代理受領については自己負担はないものとする。
3. 次条の通常実施地域を越える行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は、公共機関を利用した場合には実費を徴収する。その他の場合は以下の範囲で徴収する。

※2. 5 km未満	250円
※2. 5 km以上 5. 0 km未満	500円
※5. 0 km以上 7. 0 km未満	750円
※7. 0 km以上	1,000円

(往復での料金)

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、横浜市緑区、青葉区、旭区、とする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、自ら提供した居宅介護支援事業所に対する利用者からの苦情に対し別に定める通り、迅速かつ適切に対応する。

(守秘義務)

第9条 当該事業所における安全と信頼の確保

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であったものに、事業所は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(緊急・事故時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
また利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

(緊急時における対応方法)

第11条 介護支援専門員は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(虐待の防止)

第12条 事業所は虐待の発生、その再発を予防するため、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待予防のための対策を検討する会議を定期的を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(その他の留意点)

第13条 介護支援専門員の質の評価・研修

- (1) 事業者は自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ると共に、介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとする。
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は医療法人社団三喜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年5月1日から施行するものとする。
- この規程は、平成17年12月1日から施行するものとする。
- この規程は、平成25年7月1日から施行するものとする。
- この規程は、平成26年4月1日から施行するものとする。
- この規程は、平成28年1月1日から施行するものとする。
- この規程は、平成30年4月1日から施行するものとする。
- この規程は、2019年10月1日から施行するものとする。
- この規程は、2020年3月1日から施行するものとする。
- この規定は、2020年6月1日から施行するものとする。
- この規定は、2020年9月1日から施行するものとする。
- この規定は、2021年4月1日から施行するものとする。
- この規定は、2021年5月1日から施行するものとする。
- この規定は、2021年11月1日から施行するものとする。
- この規定は、2023年1月1日から施行するものとする。

(別紙)

苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

※当事業所利用者相談

電話：045-924-2200

対応時間：月～土 9：00～17：30 管理者：新井 直美

※公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

◎緑福祉保健センター：所在地：緑区寺山町118

電話：045-930-2315・6

◎青葉福祉保健センター：所在地：青葉区市ヶ尾町31-4

電話：045-978-2479

◎旭福祉保健センター：所在地：旭区鶴ヶ峰1-4-12

電話：045-954-6061・2

◎横浜市役所 介護事業指導課：所在地：中区本町6-50-10

電話：045-671-2356

◎神奈川県国民健康保険団体連合：

所在地：西区楠町27-1

電話：045-329-3447

[介護サービスに関する苦情処理のしくみ]

